

公益社団法人東京都教職員互助会入会申込書について

新規採用者の皆様へ

この度は、東京都教職員互助会へのご入会をぜひご検討ください。互助会は、教職員の皆様がより充実した生活を送れるようサポートするさまざまなサービスを提供しています。

以下の内容をご確認の上、ぜひご加入をご検討いただけますようお願い申し上げます。

1. 会費について

会費は毎月の給与から自動的に控除され、月額約 320 円(新卒初年度)となります。

会費は給料の 1000 分の 1.3 を基準に算出されており、お手軽にご利用いただけます。

2. 充実した福利厚生

・医療互助事業(毎年 6 月募集)

現職中に月々積立て、退職後の医療費の自己負担分を生涯にわたりサポートする制度です。

医療互助事業



・積立年金事業(毎年 2 月募集)

現職中に積立て、退職後に年金として受け取ることができる信託型年金です。

積立年金事業



・三楽病院を活用した充実の健康サポート！

インフルエンザワクチン接種助成、個室料や文書料、人間ドックの割引サービス。

健康管理や病院サービスをお得に活用し、日々の生活をより安心して送ることができます。

三楽病院



3. 加入手続き

入会希望の方は、同封しております入会申込書に必要事項をご記入の上、同封の封筒にてご返送ください。

その後、各種サービス(医療互助・積立年金・各種イベント等)のご加入・ご参加の手続きについては、互助会からの案内に沿ってお手続きいただけます。

4. 個人情報の取り扱い

この届出にかかる個人情報は、会員の資格管理、会費徴収及び互助会の広報活動はじめ各種互助事業への加入手続き、三楽病院(附属施設含む)における互助会会員割引サービスの提供等のために使用いたします。詳細については「個人情報保護方針」をご確認ください。

個人情報保護方針



※ご退職後、東京都教育委員会採用の再任用フルタイム勤務職員・再任用短時間勤務職員・臨時的任用職員・非常勤教員になられ、採用形態が変更となっても中断することなく引続き会員資格を有します。

なお、当会は任意加入団体ですが、入会後の任意退会にあたりましては定款の定めにより退会届の提出が必要となります。ご不明点などは、別途下記までお問い合わせください。

互助会は、皆さんの教職生活をサポートするための重要な制度です！

ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

《 互助会に関する問合せ(入会申込書及び会費) 》

(公社)東京都教職員互助会 企画財政課 企画係

東京都千代田区神田駿河台 2-5 電話 03(3293)0959

